

大阪市子ども読書活動推進計画

平成 18 年（2006 年）3 月

大阪市教育委員会

はじめに

子どもにとって、読書は、言葉を理解する力や文章の読解力をつけるだけでなく、豊かな感性や創造力を育み、表現力を高めるうえで欠くことができないものです。

今日、子どもたちの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されていますが、次代を担う子どもたちが、読書の喜びを味わい、読書を通して生きる力を身につけていくことは極めて大切なことです。

国においては、平成13年（2001年）12月に、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年（2002年）8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

大阪市では、平成18年度（2006年度）からおおむね5年間を期間とする「大阪市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画により、本市のすべての子どもが、さまざまな機会と場所において生き生きと読書を楽しむことができるよう、読書環境の整備・充実を図ってまいりたいと考えています。

そのため、乳幼児期から家庭をはじめ地域や図書館、学校などで、大人とともに本に親しみ読書習慣を培っていくための諸施策を進めてまいります。本計画の趣旨を積極的に普及・啓発していくとともに、市民参加により子どもの読書支援活動を推し進めるネットワークづくりを行い、家庭や地域、図書館、学校がそれぞれ連携・協力して施策の実現に努めてまいります。

子どもの健やかな成長のために、子どもの読書活動に取り組まれている関係者をはじめ、市民の皆さんのご協力ご支援をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました方々、ご尽力いただきましたすべての方々に深く感謝申し上げます。

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 子どもの読書活動とは	1
(1) 子どもの読書活動の意義	1
(2) 子どもの読書の現状	1
2 推進計画策定の背景	2
3 基本的な方針	3
(1) 計画の目標	3
(2) 計画の期間	3
第2章 推進のための具体的な取組み	4
1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進	4
(1) 乳幼児期の読書活動の啓発	4
(2) 身近な施設における読書活動の推進	5
2 図書館における子どもの読書活動の推進	7
(1) 子どもの読書活動にかかわる取組み	7
(2) ボランティアとの連携・協力	10
(3) 読書環境の整備	11
3 学校における子どもの読書活動の推進	13
(1) 読書習慣の育成	13
(2) 教職員の指導體制の充実	14
(3) 読書環境の整備	15
(4) 幼稚園・保育所における読書活動の推進	15
(5) 家庭、地域、図書館等との連携	16
4 子どもの読書支援活動への理解と意識の向上	18
(1) 普及・啓発活動の推進	18
(2) 先進的な読書支援活動の紹介	18
5 関係機関の連携・協力	19
(1) 関係機関の連携・協力	19
第3章 計画を推進するための重点施策	21
1 推進体制の整備	21
2 普及・啓発活動の推進	21
3 家庭、地域、図書館、学校における子どもの読書活動の推進	21
4 連携による子どもの読書活動の推進	22
資料編	27

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動とは

(1) 子どもの読書活動の意義

大阪市が平成16年度(2004年度)に実施した市政モニター調査『教育・読書活動について』(注1)において、「子どもの成長において、読書に親しむことは大切だと思われませんか」との問いに、ほぼ全員が「大切だと思う」(73.8%)、「ある程度大切だと思う」(25.1%)と答えています。その大切さの理由として、8割を越える人が「言葉を学ぶこと」「創造力を豊かなものにする」「表現力を高めること」をあげています。

子どもにとって読書とは、好奇心や興味をそそるさまざまな世界との出会いであり、ゆめや冒険の世界への扉です。その扉を開くと、スポーツに興ずるような感動を得たり、人や自然との出会いや壮大な想像の世界に一喜一憂したり、笑いや遊び心をくすぐられたりします。読書は未知との出会いを創出し、人々に喜びや楽しみ、やさしさや悲しみ、あこがれや感銘を呼び起こす力があります。

私たちは、子どもが言葉を学び、感性を育み、表現力を高め、創造力を豊かなものにするうえで欠くことができない読書のもつ意味(「読書の力」)を今一度考える必要があります。

また、今日の情報化社会を生きていくうえで、子どもたちには、自ら課題を見出し、調べたり考えたりする力や物事を判断したり解決できる力が求められています。生涯にわたり人生を豊かにし、「生きる力」を育むために読書は極めて重要です。ここに、子どもたちが幼児期から読書に親しむことの大切さの意味があります。

子どもの読書活動推進の取組みは、未来の社会を築く子どもたちの自主的な読書を支援する社会的・組織的活動です。乳幼児期から絵本に親しむことができ、子どもと本を結びつける人が身近にいる豊かな読書環境を醸成し、すべての子どもたちが生き生きと読書を楽しむことができるよう、家庭や地域、図書館、学校が連携して取り組むことが必要です。

(2) 子どもの読書の現状

「第50回学校読書調査」(注2)によると、平成16年(2004年)5月の1か月間に読んだ本(教科書・マンガ・雑誌を除く)の平均冊数は、小学生(4～6年)は、前年調査より0.3冊減って7.7冊となりましたが、中学生は0.5冊増えて3.3冊、高校生も0.5冊増えて1.8冊となっています。

一方、1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒は、小学生で7.0%、中学生で18.8%、高校生で42.6%と前年調査に比べてその割合は減少していますが、小学生から中・高校生と進むにつれて読書離れが顕著になっています。また、読みたい本を選ぶ基準としては、「本の題名」「表紙」「友だちのすすめ」「映画やテレビの原作」「世の中の人気や評判」がベスト5となっています。

大阪市の市政モニター調査の「子どもたちの読書離れが進んでいると言われていいますがどう思われますか」との問いに、約80%の人が「進んでいると思う」と答え、「進んでいるとは思わない」と答えた人が8%となっています。読書離れが進んでいると答えた人にその原因を尋ねたところ、「テレビゲームなどの普及」(65.9%)、「部活動や塾などで生活に余裕がないこと」(18.9%)、「子どもに読書をすすめる人がいないこと」(9.6%)をあげています。

子どもの読書離れが言われて久しいところですが、子どもたちのさまざまな意識や行動様式は、大人社会を写す鏡でもあり、子どもの読書活動を身近な課題として捉えていく必要があります。

2 推進計画策定の背景

平成13年(2001年)12月、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、同法によって国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定・公表することが定められました。この法律のなかで「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と述べられています。

国は、平成14年(2002年)8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、大阪府は、平成15年(2003年)1月府内のすべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境をつくることを目標とした「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」を策定しました。

文部科学大臣からの諮問を受け、平成16年(2004年)2月にまとめられた文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」のなかで、「読書は人類が獲得した文化である」とし、「情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受身の姿勢を人々にもたらしやすい。自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、自ら本に手を伸ばす子どもに育てることが切実に求められている」と読書の重要性について述べられています。

また、平成17年(2005年)7月に制定された「文字・活字文化振興法」のなかでも、「文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行われなければならない」としています。

本推進計画は、大阪市のまちづくりの基本指針である『大阪市基本計画』や市民の主体的な学習活動を支援するための『生涯学習大阪計画』、また、大阪の未来を担う「なにわっ子」の育成をめざす『大阪市教育改革プログラム』など、大阪市の施策や計画を実現するための具体的な取組みの一環となるものです。

3 基本的な方針

(1) 計画の目標

大阪市のすべての子どもたちが自主的に読書に取り組むことができるよう、家庭や地域、図書館、学校が連携・協力し、次に掲げる目標の実現に努力します。

- 子どもの読書環境の整備・充実

大阪市のすべての子どもたちに読書に親しむ機会を提供します。そのための読書環境の整備・充実に努めます。

- 家庭、地域、図書館、学校の連携・協力

子どもの発達段階に合わせ、家庭や地域、図書館、学校がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を深め、子どもの読書活動を推進します。

- 子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもの読書活動を推進するための積極的な普及・啓発活動に努めます。保護者や教職員、子どもを取りまく地域社会の理解と関心を深めます。

- 人と本、人と人を結びつける人材の育成

1冊の本との出会いは、人と人の出会いでもあります。読書支援活動ボランティアの養成など、子どもと本を結びつける人材の育成に積極的に取り組みます。

- 地域・市民を軸とした読書活動の輪の形成

子どもを取りまく地域社会が、子どもの読書活動を通して有機的に結びつき、子ども読書活動推進のネットワークを形成し、地域の教育力の向上につながるよう取り組みます。

(2) 計画の期間

平成18年度(2006年度)からおおむね5年間とします。

第2章 推進のための具体的な取組み

1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

(1) 乳幼児期の読書活動の啓発

乳幼児にとって、大好きな人が自分のために語りかけてくれることは大きな喜びであり、人間への信頼感を築き、やがて言葉の獲得につながります。

子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるうえで、家庭における保護者・家族の役割は大きく、子どもとともに読書を楽しみ、成長を喜びながら温かく見守ることが大切です。

市政モニター調査においても、「乳幼児期から絵本に親しむ環境づくりの大切さ」について、ほぼ全員が大切であると答え、大切さの理由について、9割を越える人が「親子のふれあいが深まる」としています。

平成16年度(2004年度)に行った1歳6か月児健康診査時でのアンケート調査によると、回答者のほぼ全家庭に絵本があり、9割がほぼ毎日あるいは週に1回程度読みきかせをしていることがわかりました。家庭における子どもの読書活動を推進するために、身近に本に親しむ場や読書について相談できる機会を増やし、保護者に対する継続的な働きかけを行います。

【現在の取組み状況】

- ◇ 本市では、平成15年(2003年)8月から、絵本を通した親子のふれあいを深めることを目的に、各区の保健福祉センターにおける3か月児健康診査時にブックスタート事業(注3)を開始しました。健康診査の受診者全員に絵本1冊、図書館の利用案内、絵本リスト等を入れたブックスタートパックを手渡し、集団指導時に図書館司書が絵本を通した親子のふれあいについて説明を行います。また、待ち時間に読書支援活動ボランティアが受診者と絵本を楽しんでいます。

1歳6か月児健康診査時でのアンケートによると、回答者のほぼ全員が「絵本に関心を持った」「絵本をプレゼントされたことを覚えている」と答え、約5割がもらった絵本を「子どもが気に入って、何度も読んだ」と答えています。また、「赤ちゃんの年齢でも絵本に反応することに驚いた」「子どもが絵本を楽しんでいることがわかり、自分も楽しい」などの感想が寄せられ、絵本が親子をつなぐコミュニケーション形成に大切な役割を果たすことが一層認識されるようになりました。

平成16年度(2004年度)に3か月児健康診査を受診した乳児は21,667人でした。ブックスタート事業が始まってから、図書館を利用する乳幼児と保護者が増えています。特に16年度(2004年度)の0～6歳の貸出冊数は617,237冊で、14年度(2002年度)と比べ8%の増となりました。(全貸出冊数は11,501,259冊で、14年度と比べて4%増)

- ◇ ブックスタート事業は、乳幼児親子と絵本との出会いの場であり、継続した働きかけを行う必要があります。全図書館に「赤ちゃん絵本コーナー」を設置し、1歳6か月児健康診査で絵本リスト「親子で楽しむ絵本14冊」を配布しています。
- ◇ 1歳6か月児健康診査時でのアンケートのなかで、子どもに絵本を見せているのは、「ほとんど母親である」と答えた保護者が6割を超え、2割弱が「父親と母親 おなじぐらい」と回答しています。市民学習センターで父親を対象とした絵本の講座を開催したり、図書館で父親向けの読みきかせのための絵本リスト作成を予定するなど、父親に絵本の魅力を知ってもらう取組みを始めています。

【今後の取組み】

- ◆ ブックスタート事業の効果を高め、乳幼児と保護者が絵本にふれあう機会が増えるよう、乳幼児健康診査(3か月児・1歳6か月児・3歳児)において、対象年齢にあわせた推薦絵本リストを配布するとともに、ホームページ上に子育てに役立つ本や推薦絵本等をブックリストとして公開するなど、情報提供を拡充し、継続的な働きかけに努めます。

(2) 身近な施設における読書活動の推進

本市では、地域集会所等身近な場所で、親子で自由に遊んだり親同士で情報交換ができるよう、子育て支援活動を実施しています。絵本の大切さや楽しさにふれる機会が増えるよう、図書館から子育て支援施設(注4)や子育てサークル等への資料・情報の提供に努めます。

また、青少年会館やキッズプラザ大阪等、子どもたちのさまざまな体験活動を支援する施設があります。それぞれの施設で、その特性を生かしながら読書を楽しむ場や機会の拡充を図ります。

【現在の取組み状況】

- ◇ 地域ふれあい子育て教室や地域子育て支援センターの取組みのなかで、絵本の大切さや読みきかせについての講座を開催したり、親子で絵本の読みきかせなどを楽しむプログラムを実施しているところがあります。また、社会福祉協議会や地域のボランティア等が中心となって運営される地域子育てサロン(注5)や子育てサークルで、図書館と連携して絵本を楽しむ機会を持つグループもあります。
- ◇ 子育ていろいろ相談センターは、電話等による子育てに関するさまざまな相談への対応、子育て支援講座の開催など、子育て支援に関する情報発信の中核施設です。市内の子育てサークル等への絵本や遊具の貸出、広報誌での絵本の紹介、「絵本展」の開催などを行っています。

- ◇ 青少年会館は、いずれも図書室や図書コーナーをもち、子ども向けの本を置いています。多くの館が定期的な読みきかせ等の実施や読みきかせ等に協力するボランティアを養成するなど、読書に親しむ機会の拡充に努めています。また、地域子育て支援センター等と連携して、図書室で絵本の読みきかせや紙芝居の実演を行うなど、子どもの読書活動の充実を図っています。

また、男女共同参画センター(クレオ大阪)では、全体で約5,000冊の子ども向けの本があり、絵本の展示や読みきかせ等を実施しています。

- ◇ 子どものための博物館であるキッズプラザ大阪は、約6,000冊ほどの子ども向け図書を所蔵し、絵本の読みきかせや絵本展示、工作教室等を定期的に行っています。また、絵本展示にあわせたアーティストとの共同プログラムの実施(読みきかせと子どもたちによるペインティング)等、独創的な取り組みを行っています。

【今後の取組み】

- ◆ 子育て支援活動のなかで、保護者に対し、子どもの読書の楽しさ、大切さをより広く伝えるための講演会・講座の開催に努めます。
- ◆ 各施設がそれぞれの特色を活かしながら子ども向け図書の充実、子どもが本に親しむための催し等の充実を図り、子どもが身近で読書を楽しめる環境づくりに努めます。
- ◆ 各施設や地域の子育て支援グループと図書館間でネットワークづくりに取り組み、情報交換会などを通して子どもの読書を支援する活動を拡充し、子どもの読書に対する理解を深めます。

2 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動にかかわる取組み

図書館は、ひとりひとりが豊かに生きるために必要な資料・情報を収集し、必要とする人に必要な資料・情報を提供できるよう人と資料を結びつける、生涯学習の基盤施設です。

子どもにとって図書館は、ひとりの利用者として、自由に読みたい本を選び、読書の楽しさを体験し、貸出などのサービスを受けることができる場です。また、本の検索等を通し、求める資料・情報を見つけたり、豊かに広がる知識・情報の世界に触れられる場でもあります。保護者にとっては、子どもの読書について相談したり、子どもと一緒にくつろげる場所です。

図書館は、すべての子どもたちがいつでも安心して読書を楽しむことができる環境づくりに努めます。障害のある子どもや外国語を母語とする子どもなどの読書環境を整備するために、多様な図書資料の収集・提供、施設・設備の整備を行います。また、市民グループやボランティアとの連携・協力を進めます。

小学3年生を中心とした図書館見学の受け入れや調べ学習等のための団体貸出など、学校との連携・協力事業は年々増えています。学校との連絡・調整を密に行いながら、連携・協力を深めていきます。

図書館は、「子ども読書の日」(注6)を記念する催しの実施、推薦図書リストの発行や、学校や子育て支援施設等との連携・協力などを通して、地域における子どもの読書活動推進の相談・支援センターとしての機能を果たしていきます。

【現在の取組み状況】

- ◇ 市立図書館は、中央図書館(西区)と23の地域図書館があり、いずれも子どもの本コーナーを設置し、子どもが自由に本を選び、読書を楽しみ、ひとりひとりが図書館利用者として、貸出などのサービス等を活用できるよう取り組んでいます。また、定期的に読みきかせや読書普及を図るおたのしみ会・工作教室などを開催しています。
 - ・子どもの登録者数 153,091人〔平成17年(2005年)3月末現在 中学生以下〕
 - ・子ども向け図書 蔵書冊数 697,325冊〔平成17年(2005年)3月末現在〕
貸出冊数 2,285,791冊〔平成16年度(2004年度)〕
 - ・催し等の実施回数 1,910回 参加者数 39,290人〔平成16年度(2004年度)〕
- ◇ ブックスタート事業の実施以降増えている乳幼児と保護者の図書館利用に対応するため、「赤ちゃん絵本コーナー」を全館に設置しています。また、新たに乳幼児向けにわらべ歌や手遊び、絵本の読みきかせなどを定期的に行う図書館も増え、13館で実施しています。

- ◇ 本や活字から離れがちな中・高校生に対しては、ほとんどの館で「ヤング・コーナー」を設置し、図書館での居場所づくりを行っています。夏休み等には、中・高校生向けの図書の展示、リスト配布を行うなどの働きかけを行っています。また、中央図書館でのイラストコンテスト(注7)、地域図書館2館で児童・生徒対象に実施しているおはなしボランティアの養成など、図書館に対する興味・関心を持ってもらうための催しを行っています。
- ◇ 障害のある子どもの読書活動を支援するため、中央図書館を中心として、さわる絵本(注8)、点訳絵本(注9)、布の絵本(注10)、子ども向けの録音図書、点字資料、大活字本などを収集しています。また、障害のために来館が困難な子どもに対しての郵送による貸出や、対面朗読室を設置している図書館での対面朗読(注11)を行っています。
- ◇ 外国語資料については、中央図書館は外国資料コーナーに13言語の絵本や物語を所蔵しています。地域図書館も英語の絵本を中心に、子ども向けの外国語の資料を所蔵しています。小学校での全校一斉の読書活動のために、外国語の絵本なども貸出しています。
- ◇ 市内には院内学級(注12)が小学校6校、中学校2校ありますが、その内2つの小学校で、図書館とボランティアが学期ごとのおはなし会に参加しています。
- ◇ 平成14年(2002年)に、学校との連絡・調整が円滑にできるよう、小・中学校などに対して「図書館利用案内」を作成し、総合的な学習、調べ学習の増加に伴う資料の提供等の連携・協力をしています。
- ◇ 平成17年(2005年)4月に、市立図書館のホームページ上で、司書が選んだブックリスト「子どもにすすめる本」の公開を開始しました。これは、蔵書のなかから、調べ学習に役立つように、4つのテーマ(「昭和の日本のくらし」「障害者とともにくらし」「世界の人のくらし」「環境を考える」)に沿って選んだ図書と、推薦図書リスト「こどものほんだな」に収録した図書が一覧できるものです。上記のテーマについては、今後出版される本の中から適したものを選び、ブックリストに追加していきます。
- ◇ 小学校で「全校おはなし会」などを行うため、図書館に対しておはなし会への参加要請が増えています。16年度(2004年度)に9館でストーリーテリング(注13)などを学ぶボランティア講座を実施し、約200人が受講、17年度(2005年度)はステップアップ講座を実施しています。
- ◇ 4月23日の「子ども読書の日」を記念し、全館一斉に子ども会や子どもの読書に関する講演会等を実施しています。17年度(2005年度)は4月23日(土)に実施し、参加者数1,162人でした。また、4月23日から「こどものほんだな」(注14)を配布しています。「こどものほんだな」は、点字版、カセットテープ版、マルチメディアデージー版(注15)も製作し、希望者に配布しています。

【今後の取組み】

- ◆ 各図書館ごとに子どもの読書活動推進にかかわる重点事業計画を立て、蔵書やサービスの充実に取り組みます。
- ◆ 子どもの幅広いニーズに応えられる図書資料の収集・提供、利用頻度が高い絵本等の複数購入など、蔵書の充実に努めるとともに、定期的な資料展示を行うなど本に対する関心が高まるよう働きかけます。
- ◆ 乳幼児を対象としたおたのしみ会や読みきかせなど、読書支援活動ボランティアの協力を得ながら、絵本や物語世界の楽しさを体験する機会の充実に努めるため、すべての図書館で乳幼児向けのプログラムを定期的実施します。
- ◆ 就学前や小学生になると、子どもたちは旺盛な好奇心を持ち、絵本や物語をはじめさまざまな本に興味を示します。資料展示や小学生向けの催しの開催等の働きかけを行うとともに、学校からの図書館見学时などの機会をとらえ、図書館利用が継続的なものとなるよう努めます。
- ◆ 図書館から離れがちな中・高校生に対して、興味・関心が高い分野にかかわる資料提供の充実や多様な催しの開催、ボランティア活動の機会の提供、ホームページ上で10代の人向けのブックリストの公開等、積極的な働きかけに努めます。
- ◆ 障害のある子どもが、本とふれあう機会を増やし、読書の楽しさを体験することができるよう、さわる絵本、布の絵本、点訳絵本などの収集・提供に努めるとともに、おたのしみ会の実施等に取り組みます。視覚に障害のある保護者が子どもと絵本を楽しめるよう、点訳絵本の収集・提供に努めます。また、IT技術の発達により注目されているデジタルコンテンツ(デジ資料など)を活用した読書支援に積極的に取り組みます。
- ◆ 養護教育諸学校との情報交換などに積極的に取り組み、図書館のバリアフリー化を進め、見学を受け入れやすくするなど、読書相談や読書支援に努めます。また、さわる絵本、布の絵本等の製作にかかわるボランティアグループとの連携に努めます。
- ◆ 外国語を母語とする子どもが母語に親しめるよう、図書の収集・提供に努めます。また、子どもが気軽に多文化にふれ、理解を深める機会の充実に努めます。
- ◆ 入院中の子どもの読書環境が豊かなものとなるよう、病院や学校と情報交換するなど、連携・協力を図ります。
- ◆ 学校において、豊富な図書館資料を有効に使ったり、おはなし会の実施等読書普及活動が活発に行えるよう、司書教諭や学校図書館主任との交流を全区で行うとともに、図書館における子ども向けサービスや調査相談、蔵書検索などについての研修会等を実施します。

- ◆ 「子ども読書の日記念事業」や図書館フェスティバル(注16)等で、子どもの読書活動推進にかかわる講演会を開催したり、子どもの本に関心を持ってもらえるよう市民への研修会を開催するなど、子どもの読書に対する市民の関心と理解が深められるよう働きかけます。
- ◆ 図書館が地域における子どもの読書活動推進の相談・支援センターとしての機能を果たすために、司書の資質向上を図る研修を充実させます。

(2) ボランティアとの連携・協力

平成12年度(2000年度)から図書館で養成している読書支援活動ボランティアは、保育所・幼稚園でのおはなし会の実施、ブックスタート事業への協力、地域の子育て支援施設でのおはなし会等、図書館の館外サービスの担い手として、子どもの読書支援の活動をしています。学校での読書普及活動への支援要請が増えるなど、ボランティア活動の広がり、地域の教育力を高めていくものとして期待されています。

ボランティアの活動は、読みきかせやストーリーテリング、図書館資料の製作(点訳絵本、さわる絵本、布の絵本の製作)など多岐にわたっており、それぞれの活動がより豊かなものになるよう、情報交換や交流の場を拡充していきます。

図書館では、ステップアップ講座の開催や練習場所の提供等の活動支援を行っています。地域で子どもの読書支援活動にかかわるボランティアにとって、図書館が支援センターとして機能するよう取り組みます。

【現在の取組み状況】

- ◇ 図書館では平成12年度(2000年度)から、図書館への来館が困難な市民に読書の楽しさを伝えるため、保育所や高齢者福祉施設等に派遣するボランティアを養成しています。保育所や幼稚園に出向くボランティアは、各区の地域図書館を活動の拠点とし、「絵本の会」として活動しています。17年度(2005年度)に24区すべてで「絵本の会」が結成され、定例会を持って、絵本選びやプログラムの検討等を行っています。
- ◇ 「絵本の会」の活動をはじめ、ブックスタート事業や学校でのおはなし会に参加したり、子育て支援施設で定期的におはなし会を実施するなど、約500人のボランティアが地域に根ざした子どもの読書支援活動を行っています。
- ◇ 点訳絵本、さわる絵本、布の絵本は、図書館の製作者養成講座の修了生で結成したグループが製作している他、地域のボランティアグループの協力も得ています。
- ◇ 図書館では、ステップアップ講座の開催、新しい作品づくりの材料等の提供、会議や練習するための場所の提供、交流会の開催、主体的な活動を広げるための「子どもゆめ基金」(注17)の紹介などを行っています。また、中央図書館で年に1回「絵本の会」の交流会を実施する他、活動報告等を掲載した「ボランティア通信」を発行するなど、ボランティアグループ相互の情報交換に努めています。

- ◇ 図書館での工作や人形劇の上演、学校でのおはなし会など、長期にわたり図書館事業に協力する地域のボランティア活動が、子どもの図書館利用につながっています。

【今後の取組み】

- ◆ さまざまな場所で絵本の魅力やおはなしの楽しさを体験できるよう、その担い手となるボランティアの活動を一層支援し、各種講座や交流会等の開催に努めます。
- ◆ 生涯学習ルーム事業で結成されたグループ、PTAから生まれたグループなど、図書館とつながりのなかったボランティアグループとの交流を図り、ボランティア間の交流を深めるとともに、図書館による支援を拡充します。

(3) 読書環境の整備

1歳6か月児健康診査でのアンケートによると、図書館を利用しない理由として、「図書館が遠い」「子どもが本を汚すのでは、とためらっている」「他の利用者に迷惑をかけるのでは、と不安に思う」があげられています。様々な利用者に対して乳幼児の読書活動に対する理解を促すなど、乳幼児と保護者が気軽に利用できる図書館づくりをすすめます。

地域図書館は、区における生涯学習の拠点施設として、乳幼児から高齢者まで、人と本、人と人の出会いの場、交流の場です。ゆとりある読書空間で豊かな資料・情報を提供できるよう、読書環境の整備に努めます。また、自動車文庫(注18)は図書館が遠く、来館が難しい市民への「移動図書館」として、一層の充実を図ります。

【現在の取組み状況】

- ◇ 乳幼児と保護者が利用しやすいよう、トイレにベビーチェアとベビーシートを設置しています。
- ◇ 平成8年(1996年)に東淀川図書館の建替えに着工し、平成10年(1998年)3月にリニューアルオープンしました。続いて、旭図書館が平成12年(2000年)1月、平野図書館が平成13年(2001年)10月、阿倍野図書館が平成14年(2002年)1月、鶴見図書館、西淀川図書館が平成17年(2005年)5月にリニューアルオープンしました。さらに現在、住吉図書館・東成図書館の建替えに着手しています。建て替えた図書館は閲覧室が約2倍の広さとなり、中・高校生が図書館で調べものをしたりCDを借りるなど、若い世代の利用が増えています。また、映像・音響設備のある多目的室を設置し、多様な子ども向けの催し、ボランティア講座などを開催しています。
- ◇ 自動車文庫は、現在66か所のステーションを月に1回巡回しており、乳幼児と保護者、高齢者に特によく利用され、乳幼児健康診査で配布した絵本リストを手にも本を選ぶ方も見られるようになりました。ステーションの新設を望む声も寄せられています。

【今後の取組み】

- ◆ 誰もが図書館を気持ちよく利用できるよう、乳幼児期からの読書の大切さについて、周知に努めます。
- ◆ ゆとりある読書空間を整備するため、住吉図書館の建替え〔平成19年度(2007年度)開館予定〕、東成図書館の建替え〔平成21年度(2009年度)開館予定〕を推進します。また、ステーション設置のための条件を勘案しながら、ステーション数を少しずつ増やし、自動車文庫事業の拡充を図ります。

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 読書習慣の育成

学習指導要領においては、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間に共通する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が求められています。

大阪市教育委員会では年度当初に示す「学校教育指針」(注19)で、学校図書館の活用を校園別研究目標の中に次のように掲げています。

ア 読書生活を充実し、豊かな感性や情操をはぐくむために、読書への関心・意欲を高め、読書習慣の形成を図り、読書活動を推進する読書センターとしての学校図書館のあり方と指導法について研究する。

イ 学校図書館を計画的に活用し、自ら学ぶ態度の育成を図るために、図書・メディア・IT等からの情報や資料の収集、選択、活用能力を育成し、主体的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての学校図書館のあり方と指導法について研究する。(小学校)

子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し読書習慣を身につけることが大切です。読書習慣を定着させるためには、一定の読書時間を確保し、読書活動を行うための環境づくりに努める必要があります。また、読書記録や読書ノートなど、読書を通して、子どもが自分をふり返ったり、考えを深めたりするとともに充実感を感じさせることも必要です。

【現在の取組み状況】

- ◇ 学校教育では、従来から各教科等での学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していくうえでも、大きな役割を担っています。
- ◇ 国語科の学習では、読書指導が行われています。読書感想文の指導、読書記録や読書ノートの指導、本を資料として活用する方法の指導等を行っています。また、夏休みには、課題図書や推薦図書を紹介し、読書感想文を夏休みの課題として、読書活動の推進を図っています。
- ◇ 国語科以外の教科や特別活動、総合的な学習の時間では、子どもひとりひとりがテーマを持って学習をすすめる調べ学習などで、学校図書館にある図書資料を効果的に活用しています。
- ◇ 各学校では、「図書の時間」(注20)を設けるなど、日常的に学校図書館を活用しています。小学校や中学校では朝の読書タイムを設けるなどして、全校一斉の読書活動を行っているところもあります。

- ◇ 小学校では児童会活動、中学校や高等学校では生徒会活動の一環として図書委員会があります。司書教諭を中心とした図書委員担当の指導のもと、図書館の開館日に図書の貸出業務や書架の整理を行っています。また、新刊図書の紹介として児童・生徒集会での啓発活動や、図書館だよりの発行を行っています。

【今後の取組み】

- ◆ 読書タイムや読みきかせの充実を図ったり、魅力ある本を備えた学級文庫を常設するなど、子どもたちが進んで読書を楽しむことができるよう、各学校が積極的に読書活動の推進・充実に努めます。
- ◆ 国語科における読書指導について、さらなる充実を図り、自ら進んで読書に取り組む子どもを育てていくよう努めます。
- ◆ 各教科や総合的な時間等の教育活動において、学校図書館を有効的かつ効果的に活用し、調べ学習等の多様な学習指導を展開できるよう努めます。

(2) 教職員の指導体制の充実

文部科学省は、平成15年度(2003年度)より12学級以上の学校に司書教諭の配置を義務づけています。

学校図書館司書教諭は、学校図書館教育及び読書活動が学校全体で協力して行われるよう、他の教職員等の連携・教育指導的業務を図るコーディネータとしての役割を担っています。

【現在の取組み状況】

- ◇ 大阪府教育委員会では平成15年度(2003年度)より大阪府立の12学級以上の学校に司書教諭を配置しています。
- ◇ 司書教諭有資格者の養成のため、平成10年度(1998年度)より毎年大阪府立大学と連携し学校図書館司書教諭講習を開催しており、有資格者は1,195名(平成16年度末現在)となっています。
- ◇ 各学校では、年度当初にそれぞれ「教育指導の計画」を作成しますが、その中に司書教諭を児童生徒図書委員を指導する校務分掌(注21)に位置づけ、読書活動に関する自主的・自律的活動を展開しています。
- ◇ 大阪府小学校教育研究会学校図書館部では有効的な図書館運営ができるように「子どもを生かす学校図書館」という運営ハンドブックを作成し、市内の全小学校に配布しています。

【今後の取組み】

- ◆ 計画的に司書教諭資格者の養成を図り、司書教諭の円滑な配置が行えるようにします。

- ◆ 子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせるために、学校図書館司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などに努めます。
- ◆ 教職員が読書活動の推進に理解と関心をもつよう、読書活動の意義や重要性について共通理解を深めるとともに、読書活動の指導方法についても研究を進めます。

(3) 読書環境の整備

子どもの主体的な学習活動を支え、読書活動を通じて子どもの人間形成を育む場として、学校図書館の役割は極めて重要です。そのため、学校図書館の図書を整備を図っていくことが必要であり、「学校図書館図書標準」(注22)が設定されています。

子どもひとりひとりの興味・関心に十分こたえることができ、教科などの学習活動を支援できるような読書環境の充実に努めていきます。

【現在の取組み状況】

- ◇ 大阪市では各学校の蔵書の整備に努めてきております。また、各校では、司書教諭を中心として蔵書の計画的な整備・充実に努めており、多様な興味・関心にこたえられるよう、幅広い資料収集に努めています。

【今後の取組み】

- ◆ 計画的に学校図書館の蔵書の充実に努めます。

(4) 幼稚園・保育所における読書活動の推進

幼稚園や保育所は、子どもが多く時間を過ごす場であり、心身の成長に深いかかわりを持ちます。子どもたちは、先生や友だちとともに集団生活を過ごすなかで多くのことを学びます。集団のなかで絵本や物語の世界を楽しむことにより、家庭とは違う雰囲気や一体感を味わうことができ、読書体験が広がります。幼稚園や保育所において、保護者に対し、読み語り等の大切さや意義を広く普及します。

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、「幼稚園教育要領」(注23)及び「保育所保育指針」(注24)に示されているように、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう促していきます。

【現在の取組み状況】

- ◇ 市内の市立幼稚園や保育所では、ほぼ毎日読みきかせなどを行っています。絵本や物語の世界に浸る体験を通して、感動したり、想像したりする楽しさと出会っています。
- ◇ 保護者に対しては、絵本の読みきかせは親子の心のふれあいを深めるものであり、心豊かに過ごす時間を共有することの大切さを伝えるよう努めています。

- ◇ ほとんどの市立幼稚園では、子どもが選んだ絵本を保護者に貸し出し、読書を楽しむ等親子のふれあいに役立っています。

【今後の取組み】

- ◆ 家庭において、読みきかせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりして、子どもが読書と出会うきっかけをつくるとともに、生活の中で継続して読書に親しむ重要性について理解の促進を図っていきます。
- ◆ 保護者や地域のボランティアの協力を得ながら、各園の蔵書整備や蔵書の充実を図っていきます。

(5) 家庭、地域、図書館等との連携

子どもの読書活動を支援していくためには、学校が家庭、地域、図書館と連携することが大切です。地域の人材を活用した読書活動、保護者への啓発活動、学校図書館整備の支援活動等幅広く考えていく必要があります。

市立図書館等関係機関とのネットワークづくりにより、子どもの読書環境を向上させたり、図書の貸借などの連携を行ったりするとともに、子どもの読書活動活性化のため情報交換に努めます。

【現在の取組み状況】

- ◇ 幼稚園・保育所や学校では、保護者や地域、PTA組織等の協力を得て、ストーリーテリング、大型絵本や立体絵本による読みきかせ、紙芝居などを実施しているところが増えています。現在、小学校では125校(42%)、市立幼稚園では37園(62%)がボランティアの協力を得ています。読んでもらった本を後で読んでいる、物語世界をより楽しめるようになったなど実践校には好評です。
- ◇ 読みきかせ以外に、本の貸出や返却、書架の整理や本の修理、掲示物の作成などの環境づくり等にボランティアが活動している学校が、26校(9%)あり、地域社会との連携により、読書活動を推進しています。
- ◇ 学校と市立図書館との連携としては、社会科や総合的な学習の時間の一環として、小学校3年生が図書館を見学しています。また、総合的な学習の時間では、子どもが自らの課題を、様々な資料や情報を活用して調べ学習を行っていますが、学校で不十分な資料については図書館の団体貸出を利用しています。市立幼稚園、保育所においても、図書館の幼児期読書環境整備事業を活用し、絵本やおはなしを楽しむ機会の拡充を図っています。

- ◇ 本市では、地域における人と人とのつながりで子どもを育む「教育コミュニティ」(注25)づくりをすすめることを目的に、平成14年度(2002年度)より「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業を開始し、順次、開設をすすめ、平成17年度(2005年度)には186小学校区で実施しています。平成16年度(2004年度)実績では、120小学校区中、62小学校区がボランティアによる読書支援活動を実施しており、図書館と連携しているグループや、生涯学習ルーム事業の読みきかせ講座により結成されたグループ、PTAから生まれたグループなどが、授業や朝の時間の読みきかせ、学校図書館での活動支援などに取り組んでいます。

【今後の取組み】

- ◆ 学校における読書活動の活性化のため、地域の人材を活用した読書活動、保護者への啓発活動、学校図書館整備の支援活動など、家庭・地域社会が連携して効果をあげている学校の情報の交流等を進めます。
- ◆ 学校教育のなかで、図書館の持つ資料・情報を使いこなすためには、司書教諭や学校図書館主任と図書館司書との交流を深めていく必要があります。学校と図書館が、円滑な連携を図れるよう、調査・研究を進めます。
- ◆ 読書指導に関する研究協議や先進的な取組み例の紹介を行ったり、子どもの読書活動に関し家庭・地域社会が連携して効果をあげている学校の情報等を収集し、各学校へ発信するよう努めます。

4 子どもの読書支援活動への理解と意識の向上

(1) 普及・啓発活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」のなかで、「子どもの読書活動についての関心と理解を深める」ため、4月23日を「子ども読書の日」と定めています。市政モニター調査によると、「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子ども読書の日」について、どちらも知らないと答えた方が約8割、法律は知らないが「子ども読書の日」は知っていると答えた方が約1割でした。これらの認知度については、非常に低いと言わざるを得ず、さまざまな機会をとらえ、子どもの読書支援活動についての周知・広報を図っていきます。

【現在の取組み状況】

- ◇ 図書館では、平成14年度(2002年度)から全館一斉に「子ども読書の日記念事業」を実施し、「子ども読書の日」から推薦図書リスト「こどものほんだな」を配布しています。
- ◇ 区の広報紙、生涯学習情報誌「いちよう並木」(注26)には、図書館の催し、サービスの紹介などを掲載しています。

【今後の取組み】

- ◆ 「子ども読書の日記念事業」を実施し、ポスターやチラシに「子ども読書の日」について掲載するなど、周知を図ります。また、子どもの読書支援活動について、「いちよう並木」をはじめ身近な広報媒体への情報提供の拡充、図書館のホームページ上でコンテンツを豊富にするなど、さまざまな機会を活用し、子どもの読書に対する理解・関心が高まるよう努めます。

(2) 先進的な読書支援活動の紹介

子どもの読書を支援するボランティアの活発で主体的な活動が、地域の読書活動の推進や教育力の向上を支えており、その功績をたたえるため、ボランティアの表彰のしくみをつくり、その読書支援活動を広く紹介していきます。

【今後の取組み】

- ◆ ボランティアによって蓄積された支援活動の成果を広く紹介するため、子どもの読書を支援するボランティア活動に敬意を表するしくみづくりに取り組みます。

5 関係機関の連携・協力

(1) 関係機関の連携・協力

すべての子どもが本を楽しむ環境をつくり出すためには、関係する機関が連携し、共通の認識をもって取り組む必要があります。それぞれの施設での、子どもの発達、絵本についての知識等専門分野における蓄積を生かした、情報交換や連携・協力が重要です。

特に、変化が著しい現代社会においては、誰もが育児不安に陥る可能性があるといわれており、孤立しがちな保護者にさまざまな情報が届くよう、子育て支援のネットワークづくりが大切です。

子育て支援施設、図書館、生涯学習ルーム事業など多くの施設・事業において、おはなし会、本や子どもの読書に関する講座などさまざまな催しを実施されていますが、相互に情報を共有し活用が図れるよう連携を深めます。

子どもの「生きる力」の育成をめざすという教育改革の理念は、家庭や地域、学校が連携・協力して実現するものであり、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの再生を図ることが必要です。「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう」支援するために、家庭、地域、図書館、学校の連携を推進します。

【現在の取り組み状況】

- ◇ 区の保健福祉センターや社会福祉協議会等が中心になって、子育て支援のネットワーク化が図られています。子育て支援のネットワークに参加している図書館は6館です。また、子育て支援の情報誌に毎月図書館の催しの案内を掲載したり、ネットワークが主催する催しに図書館も参加するなど、読書活動推進についての連携が広がっています。
- ◇ 生涯学習ルーム事業では、平成16年度(2004年度)には、読みきかせや人形劇などの講座が21教室実施されました。日頃の学習成果を生かして、近隣の施設や子ども会行事などで、読みきかせや人形劇の実演などの活動に取り組んでおり、「はぐくみネット」との連携のもとに、学校教育の支援や児童いきいき放課後事業での実演などにも取り組みが広がってきています。
- ◇ 市内の公立保育所・幼稚園を対象に、図書館から、絵本の貸出とボランティア派遣を行う幼児期読書環境整備事業を実施しています。これは、読み継がれてきた絵本を中心とした基本コレクションを整備し、対象年齢にあわせた100冊を1セットとして貸し出すとともに、読みきかせやパネルシアター(注27)等を行う読書支援活動ボランティアを養成し、施設の希望に沿って派遣する事業です。平成12年度(2000年度)から開始し、毎年実施区を拡大、平成17年度(2005年度)からは全区で実施しています。

平成16年度(2004年度)の対象施設は154施設、貸出回数 248件、読書支援活動ボランティアの派遣回数 281回となっています。

また、図書館を基点とした連携としては、学校での調べ学習のための資料提供、図書館見学やおはなし会の実施、保健福祉センターでのブックスタート事業への協力などを行っています。

【今後の取組み】

- ◆ 子育て支援活動を行う施設が図書館に蓄積している資料・情報を活用できるよう、一層各施設との連携を深め、全図書館で子育て支援のネットワークと連携を図ります。特に地域子育て支援センター等との連携を深め、おはなし会の実施や情報交換等の拡充に努めます。
- ◆ 学校と図書館が連携して読書活動を豊かなものとしていくうえで、蔵書の効果的な活用が大きな課題です。学校と図書館との相互協力推進のための条件整備を検討します。学校図書館の運営にかかわる相談や相互の情報交換、司書教諭の研修の充実、学校と図書館の円滑な連携等を促進するため、学校への支援体制を整備し、学校と図書館の連携モデル事業等の研究を進めます。また、図書館が作成した「図書館利用案内～子どもたちが総合学習等で市立図書館を有効に使えるように～」を改訂し、小・中学校へ配布します。
- ◆ 図書館の幼児期読書環境整備事業は、公立の保育所・幼稚園を対象として全区に広げてきましたが、さらに、300か所を目標に対象施設の拡充を検討し、乳幼児親子が身近に絵本に親しめる環境づくりに努めます。

第3章 計画を推進するための重点施策

1 推進体制の整備

- ◆ 定期的に計画の進捗状況を把握するために、関係部局による推進体制を整備し、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。
- ◆ 読書支援活動ボランティアや、地域で子どもの読書支援活動を行う人々、子育て関連施設、学校などの子どもの読書支援活動にかかわる施設にとって、図書館が相談・支援センターとしての役割が果たせるよう取り組みます。
- ◆ 区レベルで、図書館、学校、子どもの読書活動推進にかかわる関係機関、読書支援活動ボランティア等で構成する「子どもの読書活動推進連絡会(仮称)」を設置し、市民参加による推進体制を整備します。

2 普及・啓発活動の推進

- ◆ 「子ども読書の日記念事業」を実施し、ポスターやチラシに「子ども読書の日」について掲載するなど、周知を図ります。また、子どもの読書支援活動について、「いちよう並木」をはじめ身近な広報媒体への情報提供の拡充、図書館のホームページ上でコンテンツを豊富にするなど、さまざまな機会を活用し、子どもの読書に対する市民の理解・関心が高まるよう努めます。
- ◆ 子どもの読書支援の活動をするボランティアに対する表彰のしくみをつくり、蓄積された支援活動の成果を広く紹介するよう努めます。

3 家庭、地域、図書館、学校における子どもの読書活動の推進

- ◆ 乳幼児健康診査等において、ブックスタート事業の効果を高め、乳幼児と保護者が絵本にふれあう機会が増えるよう、対象年齢にあわせた推薦図書リストの配布や、ホームページ上に子育てに役立つ本や推薦絵本等をブックリストとして公開するなど、情報提供を拡充し継続的な働きかけに努めます。
- ◆ 子どもの身近な施設で、施設の特徴を生かしながら子どもの読書を支援するとともに、各施設や子育て支援グループと図書館との間でネットワークづくりに取り組み、子どもの読書支援活動に対する理解を深めます。
- ◆ 各図書館ごとに子どもの読書活動推進にかかわる重点事業計画を立て、蔵書の充実や読書の楽しさを体験する機会の拡充等に取り組みます。また、すべての図書館で定期的に乳幼児向けのプログラム実施に取り組むなど、乳幼児と保護者に対するサービスを拡充します。
- ◆ 学校図書館の蔵書の充実と、読書指導をはじめ読書に親しむ機会の充実に努めます。また、本計画の理解を深めるため、司書教諭をはじめ教職員を対象とした研修を実施します。

4 連携による子どもの読書活動の推進

- ◆ 保健福祉センター、地域子育て支援センター等子育て関連施設と図書館が連携し、絵本を媒介とした親子のふれあいを深め、乳幼児期の読書環境が豊かなものとなるよう努めます。
- ◆ 図書館と保育所、幼稚園が連携して実施している幼児期読書環境整備事業について、さらに対象施設の拡充を検討し、乳幼児と保護者が身近に絵本に親しめる環境づくりに努めます。
- ◆ 子どもたちが、学校図書館、市立図書館の資料を活用し、調べ学習など主体的・意欲的な学習に取り組むことができるよう、学校図書館への支援体制を整備し、学校と図書館の連携モデル事業等の研究を進めます。
- ◆ 地域、図書館、学校との連携によって学校図書館の活性化を図るため、読書支援活動ボランティアを育成し、子どもがより読書に親しめる環境づくりに努めます。また、「はぐくみネット」で実施している読書支援活動の充実、拡充を支援します。
- ◆ 子どもの読書にかかわるさまざまな施設が連携・協力しながら、子どもの読書活動を豊かにできるよう、地域図書館が積極的な情報収集・提供に努め、地域の子どもの読書活動の相談・支援センターとしての役割を果たします。

(頁)

1 (注1) 市政モニター調査『教育・読書活動について』

市政に関する市民の意見や意識などを組織的・体系的な方法で把握し、その結果を今後の施策立案等の基礎資料とするために行っているアンケート調査。平成16年11月『教育・読書活動について』をテーマとしたアンケート調査を市政モニター600人に郵送し、562人から回答があった。(回答率 93.7%)

1 (注2) 「第50回学校読書調査」

昭和29年に学校図書館法が施行されたのを機に、子どもたちの読書傾向を調べるために始まった全国規模の読書調査。全国学校図書館協議会の協力を得て、毎日新聞社が毎年実施している。

4 (注3) ブックスタート事業

ブックスタートは平成4年に英国で始まり、日本には平成12年(「子ども読書年」)に「子ども読書年」推進会議によって紹介された。平成13年4月にブックスタート支援センターが発足し(現在は、特定非営利活動法人 ブックスタート へ組織名称を変更)、本格的に事業が始まった。

5 (注4) 子育て支援施設

保育所、幼稚園、市立保育所内に設置された地域子育て支援センター、各区の保健福祉センター、ファミリーサポートセンターなど。

5 (注5) 地域子育てサロン

乳幼児とその保護者を対象に、定期的に地域集会所などで社会福祉協議会や民生委員・地域のボランティアなどが中心になって、自由遊びや地域交流、情報交換の場として運営されている。

7 (注6) 「子ども読書の日」

「子どもの読書活動推進に関する法律」のなかで、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものである。

8 (注7) イラストコンテスト

若い世代の図書館への関心を高めるため、図書館をテーマとしたイラストを募集し、利用者の投票、審査委員会による審査を行っている。平成15年度から中央図書館で実施。

8 (注8) さわる絵本

視覚に障害のある子どものために、絵の部分を手で触ってわかるように立体化した絵本。文章は、大きく書いた墨字と点字を併記している。布やビニール、合皮など本物に近い材料を選び、形、手ざわりともできるだけ実物に近づけるように工夫されている。

8 (注9) 点訳絵本

絵本に、透明シートに書いた点字と絵の説明や絵の形に切り取った透明シートを貼ったもの。視覚障害の有無にかかわらず、同じ絵本を楽しむことができる。

8 (注10) 布の絵本

布などを使って製作された絵本。肢体障害や知的障害のある子どもが、ボタンをかけたリ、ヒモを結んだり、ほどいたりというように、絵を動かして楽しめる。手や指の機能訓練や思考の訓練になるともいわれている。

8 (注11) 対面朗読

中央図書館などにある専用の朗読室で、視覚障害により文字を読むことが困難な人に対し、要望に応じて対面朗読の協力者が資料を読むサービスを行っている。

8 (注12) 院内学級

けが、病気等の理由により通学できなくなった児童、生徒の学力を保証するため特定の病院内に院内学級を設置し、指導にあたっている。

8 (注13) ストーリーテリング

おはなし(物語)を語って聞かせること。耳から聞く言葉を通して物語のイメージを描くことで想像力を豊かにするとともに、言葉の美しさやリズムの楽しさが体験できる。

8 (注14) 「こどものほんだな」

図書館が発行している小冊子で、新刊図書から子どもたちに薦めたい図書を選び、1年分をまとめたもの。絵本や物語などのジャンルに分け、幼児から中学生まで5段階の対象年齢別に構成している。昭和37年から毎年無料で配布。図書の選定や編集は、本市の図書館司書からなる子どもの本棚委員会が行う。

8 (注15) デイジー

Digital Accessible Information System の略称で、録音資料製作の国際標準として開発された録音形式。デジタル形式のため様々な媒体に記録できるが、主にCD-ROMにより提供されている。耐久性、収納性、検索性に優れるが、専用の再生機やパソコン用再生ソフトウェアが必要。ひとつのメディアにデイジー形式の音声データとテキストデータ、イメージ情報(画像や動画)を同期させることができる。

10 (注16) 図書館フェスティバル

秋の読書週間(10月27日～11月9日)の前後に、作家の講演会や古典芸能の公演、ボランティアのおはなし大会等、読書普及活動として図書館全館でさまざまな催しを実施。平成10年度から毎年実施しており、平成16年度の参加者は5,168人。

10 (注17) 「子どもゆめ基金」

平成13年4月、政府の出資金と民間からの寄附を原資とする基金として創設された。21世紀を担う夢を持った子どもを育てるため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室などの体験活動、絵本の読み聞かせ会などの読書活動、インターネットなどで利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動への助成を行っている。

11 (注18) 自動車文庫

図書館から離れた地域住民に対して図書館サービスを提供するため、自動車に図書館資料を積み、ステーション(駐車場所)で貸出や読書相談等を行う移動図書館のこと。本市では、2,900冊積載可能な自動車が2台あり、66ステーションを月に1回巡回している。

13 (注19)「学校教育指針」

各校園において「教育指導の計画」を立て、教育実践を進めるよりどころであり、また、本市教育委員会が指導・助言を行う基本となるもの。

13 (注20)「図書的时间」

各学校で、国語科の時間の一環として主に学校図書館での読書活動にあてている時間。

14 (注21) 校務分掌

各学校で、学校を運営していくための様々な仕事を、教職員が役割分担として行っている仕事。

15 (注22)「学校図書館図書標準」

学校の規模に応じ、学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示したもの。(例えば、小学校では18学級の場合、10,360冊)

15 (注23)「幼稚園教育要領」

文部科学省の告示で、学校教育法1第77条に規定する目的を達成するため、幼稚園教育の基本や目標、教育課程の編成などを定めたもの。

15 (注24)「保育所保育指針」

厚生労働省が保育所保育の理念や保育内容、保育方法などを示し、保育所における保育の向上、充実を図るために、基本指針として作成し通達したもの。

17 (注25)「教育コミュニティ」

地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中でさまざまな人々が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで子どもの健全な成長発達を促していこうとするもの。かつての地縁的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすものである。

18 (注26)「いちょう並木」

大阪市教育局が発行する、生涯学習情報の専門誌。市内社会教育施設等における事業、イベント情報などをジャンル分けして市民にわかりやすく提供している。

19 (注27) パネルシアター

専用の紙(不織布)で作った絵人形を、フランネルなど毛羽立ちのよいネル布地を貼ったパネルにつけたり、移動したりしてお話をすすめるもの。多人数でおはなしを楽しむことができる。

資料編

1	平成16年度第2回 市政モニターアンケート 「教育・読書活動について」調査の概要	27
2	大阪市子ども読書活動推進計画 策定経過	29
3	大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	30
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	31

1 平成16年度第2回市政モニターアンケート 「教育・読書活動について」調査の概要

調査対象：市政モニター600人 回答者数：562人（93.7%）

実施時期：平成16年11月26日（金）～12月10日（金）

（1）子どもの読書活動の現状について

■子どもの読書離れの現状	
・読書離れが進んでいると思う	79.9%
・どちらともいえない	11.7%
・読書離れが進んでいるとは思わない	8.0%
■子どもの読書離れの理由	
・テレビゲームなどが普及したこと	65.9%
・部活動や塾などで、子どもの生活に余裕がないこと	18.9%
・子どもに読書をすすめる人がいないこと	9.6%

（2）子どもの成長における読書について

■子どもの成長における、読書に親しむ大切さ	
・大切だと思う	73.8%
・ある程度大切だと思う	25.1%
■大切さの理由（複数回答）	
・言葉を学ぶこと	82.4%
・創造力を豊かなものにする	81.7%
・表現力を高めること	81.1%

■「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子ども読書の日」の認知度	
・どちらも知らない	78.1%
・法律は知らないが、「子ども読書の日」は知っている	9.4%
・法律は知っていたが、「子ども読書の日」は知らない	6.8%
・法律も「子ども読書の日」も知っている	3.6%
■「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子ども読書の日」を知った理由（複数回答）	
・新聞や雑誌等の記事で読んだ	74.8%
・テレビやラジオで知った	48.6%
・家族や友人から聞いた	21.6%

（3）大阪市における子どもの読書環境について

■読書環境づくりへの取組みの認知度（複数回答）	
・図書館に子どもの本のコーナーを設置し、貸出を行っている	73.0%
・図書館で定期的に絵本の読み聞かせなどを行っている	47.3%
・保育所や幼稚園で、絵本に親しませている	43.8%

（4）乳幼児と絵本について

■乳幼児期から絵本に親しむ環境づくりの大切さ	
・大切だと思う	75.1%
・ある程度大切だと思う	21.0%
・大切だとあまり思わない	0.7%
・大切だと思わない	0.0%
■大切さの理由（複数回答）	
・親子のふれあいが深まる	94.8%
・心の発達に絵本は欠かせない	82.6%
・絵本やおはなしが好きな子に育つ	49.8%
■大切だと思わない理由（複数回答）	
・絵本を与えるのは、もう少し大きくなってからのほうがよい	50.0%

(5) 大阪市でさらに充実する必要がある施策について

- 家庭や地域で、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・保育所や幼稚園等子どもの身近な施設で、絵本を楽しむ機会の充実を図る 74. 7%
 - ・推薦絵本リストの配布などにより、
保護者が気軽に本を選び読んであげられるようにする 55. 0%
 - ・子育て支援関連施設と図書館が連携して、読み聞かせ活動の充実を図る 34. 0%
- 学校で、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・「図書の日」などを活用し、本に親しむ時間を確保する 67. 3%
 - ・国語をはじめ、教科の授業のなかで読書に結びつけるように工夫する 53. 0%
 - ・学校図書館の本の充実を図る 48. 2%
- 図書館で、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・子どもの本のコーナーを充実させる 68. 1%
 - ・図書館フェスティバル等楽しいイベントの充実を図る 67. 8%
 - ・定期的な読み聞かせなど催しの回数をふやす 47. 7%
- 乳幼児を連れた方々が気軽に図書館を利用できるよう、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・乳幼児向けの催しを増やす 64. 1%
 - ・乳幼児絵本の冊数を増やす 57. 3%
 - ・子育てサークルの情報など、子育て支援の情報を集めて提供する 56. 4%

(6) 市民への広報活動について

- 効果的な情報提供について（複数回答）
- ・市政だより・区の広報紙 81. 5%
 - ・市が主催する講座やイベント 53. 6%
 - ・市が提供しているテレビやラジオ 52. 3%

(7) 回答者自身について

- 読書の好き嫌い
- ・好き 63. 2%
 - ・どちらともいえない 32. 2%
 - ・嫌い 3. 6%
- 1ヶ月の読書量
- | | |
|-------------|--------|
| ・月に1冊から5冊程度 | 47. 6% |
| ・年に3～4冊程度 | 25. 2% |
| ・ほとんど読まない | 11. 8% |

- 読書を好きになった主な要因（複数回答）
- ・興味・関心のある事柄を調べていくうち、自然と活字に親しんだこと 47. 0%
 - ・図書館などが身近にあってよく利用したこと 26. 1%
 - ・読書好きの家族の影響を受けたこと 23. 7%

(8) 回答者自身について

- 市立校舎へ通う子どもの有無
- ・いない 84. 0%
 - ・いる 14. 2%

2 大阪市子ども読書活動推進計画

策定経過

日 程	内 容
平成 16 (2004) 年 度	8月31日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第1回） 大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について 大阪市子ども読書活動推進計画策定について
	12月 市政モニターアンケート調査実施 「教育・読書活動について」
	12月20日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第2回） 「大阪市子ども読書活動推進計画」骨子案について
	1月 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定に向けてのアンケート調査実施
平成 17 (2005) 年 度	7月22日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第1回） 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）のたたき台の検討
	8月30日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第2回） ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）の検討 ・ 有識者会議の進め方について
	8月30日 「大阪市子ども読書活動推進計画」有識者会議 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）の検討
	10月3日 ～10月27 日 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）に対するパブリック・ コメント実施
	2月1日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第3回） ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」（案）の検討 ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）にかかるパブリック・ コメント実施結果について
	3月 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定・公表

有識者会議の構成

塩見 昇	日本図書館協会理事長
金子 眞理	平安女学院大学短期大学部教授
藤田 豊	大阪府立東豊中高等学校校長
土居 安子	大阪国際児童文学館主任専門員
津村 純一	大阪市学校図書館協議会会長

3 大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

1 目的

大阪市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、すべての子どもたちが家庭・地域・学校等で読書に親しむことができるよう、総合的に環境整備を図るため、関係者で構成する大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、具体的な計画策定について協議する。

2 内容

(1) 大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること

(2) その他、必要な事項

3 構成

1 委員会の構成員は、別表に掲げる職にある者とする。

2 委員の他に、別表に掲げる職にある者を、オブザーバーとして招聘することができる。

3 委員会の下に、関係課の担当係長級で構成するワーキング部会を設置する。

4 運営

1 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市民学習振興課長をもって充てる。

3 委員長は、議長を務め、会務を統括する。

5 委員会の開催

1 委員会は、委員長が招集する。

2 オブザーバーは、必要に応じて委員長が招聘する。

6 事務局

委員会に事務局を設置し、以下の関係課の担当で構成する。

市民学習振興課、初等教育課、中央図書館利用サービス課

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

別表

大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会

教育委員会事務局	生涯学習部	社会教育課長
		市民学習振興課長
	指導部	初等教育課長
		中学校教育課長
		高等学校教育課長
		養護教育課長
	教育センター	教育振興室首席指導主事
	中央図書館	利用サービス課長
		地域サービス担当課長

(オブザーバー)

市民局	市民生活振興部	青少年課長
健康福祉局	健康推進部	健康づくり推進課長

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活

動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子どもの読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 2001年(平成13年)12月12日公布・施行

大阪市子ども読書活動推進計画

平成 18 年（2006 年）3 月

大 阪 市 教 育 委 員 会

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20